（法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組）

第五十三条の四　法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組は、次に掲げる取組とする。

一　保険料滞納者（法第八十二条第一項に規定する保険料滞納者をいう。以下同じ。）に次項各号に掲げる事項を記載した通知を送付すること。

二　電話、訪問等により滞納している保険料の納付を催促すること。

三　電話、窓口等において滞納している保険料の納付に係る相談に応じる機会を設けること。

四　その他前三号の取組に類するもの

2　前項第一号に規定する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　滞納額及び当該滞納額に係る納期限

二　当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情がある場合には、当該保険料を納付することができない理由を後期高齢者医療広域連合へ届け出なければならない旨及びその期限

三　当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情がないにもかかわらず当該保険料を引き続き滞納する場合においては、法第八十二条第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給する場合がある旨

四　当該保険料の納付に係る相談の機会を設ける旨及び相談の内容

（特別療養費の支給の申請）

第五十四条　法第八十二条第一項又は第二項本文の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～六　（略）

2　（略）

（保険料の滞納に係る資格確認書の返還等）

第五十四条の二　後期高齢者医療広域連合は、保険料滞納者に対し法第八十二条第三項の規定による通知を行うときは、当該保険料滞納者に対し資格確認書（第十六条第二項の規定により交付されたものに限る。次項及び第三項において同じ。）の返還を求めるものとする。

2　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により当該保険料滞納者に対し資格確認書の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該保険料滞納者に通知しなければならない。

一　前項の規定により資格確認書の返還を求める旨

二　資格確認書の返還先及び返還期限

3　後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により資格確認書の返還を求められている保険料滞納者に係る資格確認書が第十八条第四項の規定により無効となったときは、当該資格確認書が返還されたものとみなすことができる。

4　後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により資格確認書が返還されたときは、保険料滞納者に対し、様式第四号、様式第四号の二又は様式第四号の三による次に掲げる事項を記載した資格確認書を交付するものとする。

一　被保険者の氏名、性別及び生年月日

二　被保険者番号及び保険者番号並びに後期高齢者医療広域連合の名称

三　資格取得年月日及び資格確認書の交付年月日

四　有効期限

五　法第八十二条第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給する旨

六　その他後期高齢者医療広域連合が定める事項

（新設）

（特別療養費の支給の申請）

第五十四条　法第八十二条第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～六　（略）

2　（略）

（新設）